

○ 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ  
 給与の支払者の法人番号 111212131314141515161617 あなたの氏名 山川 太郎  
 給与の支払者の所在地(住所) □□市△△町3-3 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7

2 ◆給与所得者の基礎控除申告書◆  
 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 所得の種類 収入金額 所得金額  
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000  
 (2) 給与所得以外の所得の合計額  
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000

3 ◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)◆  
 ○ 配偶者の氏名等  
 配偶者の氏名 マイナンバーは記入不可 生年月日 56年10月5日  
 配偶者の住所又は居所 マイナンバーは記入不可  
 ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 所得の種類 収入金額 所得金額  
 (1) 給与所得 950,000 400,000  
 (2) 給与所得以外の所得の合計額  
 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 400,000

4 ◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が95万円以下の場合、記載する必要はありません。  
 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 所得の種類 収入金額 所得金額  
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000  
 (2) 給与所得以外の所得の合計額  
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ  
 給与の支払者の法人番号 111212131314141515161617 あなたの氏名 山川 太郎  
 給与の支払者の所在地(住所) □□市△△町3-3 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7

▶1 所轄税務署長  
 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号  
 この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 所得の種類 収入金額 所得金額  
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000  
 (2) 給与所得以外の所得の合計額  
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000

2 ○ 控除額の計算  
 900万円以下 (A) 48万円  
 900万円超 950万円以下 (B) 48万円  
 950万円超 1,000万円以下 (C) 32万円  
 1,000万円超 1,805万円以下 (D) 32万円  
 1,805万円超 2,400万円以下 48万円  
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円  
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円

3 区分 I  
 A (左のA~Dを記載)  
 基礎控除の額 480,000 円

4 本人定額減税対象

▶1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和6年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。  
 また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。  
 詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm)に掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。



### ▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは  
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

### ▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

### ▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。